

条 例 等

## (目 次)

### 【 条 例 等 】

深浦町附属機関に関する条例-----	1
深浦町防災会議運営要綱-----	5
深浦町防災会議委員名簿-----	6
深浦町災害対策本部条例-----	7
深浦町災害対策本部に関する規則-----	8
深浦町職員の非常災害防護措置規定-----	22
深浦町防災行政用無線局管理運用規則-----	24
深浦町防災行政用無線局管理運用要綱-----	42
深浦町火入れに関する条例-----	47

# 深浦町附属機関に関する条例

平成17年3月31日条例第12号

## 改正

平成18年6月8日条例第55号

平成18年12月13日条例第66号

平成21年3月16日条例第1号

平成26年12月9日条例第19号

平成27年3月13日条例第1号

平成27年3月13日条例第15号

平成27年12月8日条例第31号

平成30年3月30日条例第18号

平成31年3月8日条例第1号

令和元年6月13日条例第22号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、条例で設置される附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている町長の附属機関の組織、会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

**第2条** 町に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

**第3条** 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされているものの名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 会長及び副会長は、別表第1及び別表第2の会長及び副会長の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が2人置かれる附属機関においては、副会長の行う前項の職務の範囲及び

職務代理の順序については、当該附属機関の会長が定めるところによる。

- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長を置かない附属機関において当該附属機関の会長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

**第5条** 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成欄に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- 2 委員に、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第6条** 附属機関の会議は、必要に応じ町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 法令に別に定めのあるもの並びに深浦町防災会議（以下「防災会議」という。）を除くほか、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議（防災会議を除く。）の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

**第7条** 法令に別に定めのあるものを除くほか、町長は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年6月8日条例第55号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月13日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月16日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に深浦町附属機関に関する条例の規定による深浦町総合計画審議会の委員である者は、第9条の規定による深浦町総合計画審議会の委員に委

嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成28年10月14日までとする。

附 則（平成27年3月13日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月8日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

（別表第1 省略）

別表第2（第3条、第4条、第5条関係）抜粋  
法令で設置する附属機関の組織等

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等の選任方法	庶務担当課
深浦町防災会議	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>1 深浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>2 深浦町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>3 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	災害対策基本法の規定による。	<p>1 指定地方行政機関の職員のうち町長が任命する者</p> <p>2 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>3 青森県警察の警察官のうち町長が任命する者</p> <p>4 町長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>5 教育長</p> <p>6 鯹ヶ沢地区消防事務組合消防長及び消防団長</p> <p>7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者</p>	28人以内	2年	会長は町長をもって充てる。	総務課

## 深浦町防災会議運営要綱

平成17年3月31日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 深浦町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、深浦町附属機関に関する条例（平成17年深浦町条例第12号）に定めるところによるほか、この訓令によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

(議決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は、専決することができるものとする。

3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

## 深浦町防災会議委員名簿

種 別	職 名
会 長	深 浦 町 長
1号委員	津 軽 森 林 管 理 署 長
	青 森 地 方 気 象 台 防 災 管 理 官
2号委員	西 北 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部 長
	西 北 地 域 県 民 局 地 域 農 林 水 産 部 長
3号委員	鯡 ヶ 沢 警 察 署 長
4号委員	深 浦 町 副 町 長
	深 浦 町 総 務 課 長
5号委員	深 浦 町 教 育 長
6号委員	鯡 ヶ 沢 地 区 消 防 事 務 組 合 消 防 長
	深 浦 町 消 防 団 長
7号委員	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 五 所 川 原 駅 長
	東 日 本 電 信 電 話 (株) 青 森 支 店 長
	東 北 電 力 ネットワーク (株) 五 所 川 原 電 力 セ ン タ ー 長

# 深浦町災害対策本部条例

平成17年3月31日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき深浦町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

## 深浦町災害対策本部に関する規則

平成17年3月31日規則第23号

### 改正

平成19年3月19日規則第11号

平成20年6月2日規則第10号

平成21年10月26日規則第19号

平成24年3月13日規則第5号

平成27年3月23日規則第9号

平成31年3月18日規則第9号

(趣旨)

**第1条** この規則は、深浦町災害対策本部条例（平成17年深浦町条例第20号）第4条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置場所等)

**第2条** 本部の名称及び場所は、その都度町長が定める。

(副本部長及び本部員等)

**第3条** 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 本部に本部付を置き、教育長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 深浦町行政組織に関する規則（平成17年深浦町規則第2号。以下「行政組織に関する規則」という。）第14条第1項に規定する課長及び第25条第1項に規定する会計管理者並びに第44条別表第2に掲げる支所長及び深浦診療所事務長

(2) 議会事務局の長

(3) 農業委員会事務局の長

(4) 教育委員会事務局の課長

(本部会議)

**第4条** 本部に災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する本部会議を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(部及び部長等)

**第5条** 本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる職にある本部員をもって充てる。

部名	職名
総務部	総務課長
財政部	財政課長
総合戦略部	総合戦略課長
税務部	税務課長
町民部	町民課長
福祉部	福祉課長
健康推進部	健康推進課長
農林水産部	農林水産課長
観光部	観光課長
建設部	建設課長
水道部	水道課長
会計部	会計管理者

(部次長等)

**第6条** 部に次長を置き、当該部の次長は、行政組織に関する規則に規定する各課長及び出先機関の長の次の職にある者をもって充てる。

(部の事務分掌)

**第7条** 前条に規定する部の事務分掌は、次の表のとおりとする。

部	事務分掌
総務部	(1) 災害に関する情報の収集及び整理に関すること。 (2) 関係機関との連絡に関すること。 (3) 課設置条例第2条に規定する総務課の事務分掌のうち防災に

	<p>関連する事項に関すること。</p> <p>(4) 他の部に属さない事項に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、本部の庶務に関すること。</p>
財政部	課設置条例第2条に規定する財政課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
総合戦略部	課設置条例第2条に規定する総合戦略課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
税務部	課設置条例第2条に規定する税務課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
町民部	課設置条例第2条に規定する町民課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
福祉部	課設置条例第2条に規定する福祉課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
健康推進部	課設置条例第2条に規定する健康推進課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
農林水産部	課設置条例第2条に規定する農林水産課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
観光部	課設置条例第2条に規定する観光課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
建設部	課設置条例第2条に規定する建設課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
水道部	課設置条例第2条に規定する水道課及び深浦町水道事業の設置等に関する条例（平成24年深浦町条例第15号）第3条第2項に規定する水道課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
会計部	行政組織に関する規則第13条に規定する会計課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

(班)

**第8条** 前条に規定する部に班を置くことができる。

(班の名称、班長等)

第9条 班の名称は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、班に班長を置き、班長は、当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	班	係長等
総務部	総務・秘書班	総務課長補佐（行政係）
	動員班	行政係長
	受援班	行政係
	情報収集分析班	危機管理専門員
	対策調整班	総務課長補佐（消防防災係） 消防防災係長
	地域班	岩崎・大戸瀬支所長補佐
財政部	財政班	財政係長
	施設管理班	施設管理係長
	情報システム班	情報システム係長
総合戦略部	広報・公聴班	企画調整係長 地域政策係長
	物資拠点班	食産業振興係長
税務部	税務班	税務係長
	収納班	収納係長
	固定資産班	固定資産係長
町民部	町民生活班	町民生活係長
	総合窓口班	総合窓口係長
福祉部	福祉班	福祉ふれあい係長 子育支援係長
		避難所班
	健康推進部	健康増進班
包括支援班		包括支援係長
農林水産部	農業政策・農業振興班	農業政策係長

農林水産部		農業振興係長
	林業振興班	林業振興係長
	水産班	水産振興係長
観光部	商工班	商工振興係長
	観光班	観光振興係長
建設部	管理班	管理係長
	建設班	建設係長
	土地改良班	土地改良係長
	漁港整備班	漁港整備係長
	財産整備班	財産係、契約検査係
水道部	給水班	水道係長
	復旧班	下水道係長
会計部	出納班	出納係長

2 班は、それぞれ前項の右欄に掲げる職にある者の置かれた課に所属する職員をもって編成する。

3 班長は、分担事務を処理するため必要な係を設け、当該係の分担事務並びに係長及び係員を定めておかなければならない。

(班の分担事務)

**第10条** 前条に規定する班の分担事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(議会部、医務部及び教育部)

**第11条** 本部に議会部、医務部及び教育部を置く。

議会部

- (1) 議会部の部長は、議会事務局長をもって充てる。
- (2) 議会部は、議会事務局の災害に関連する事項の分掌事務を処理するものとする。
- (3) 議会部は、議会事務局に所属する職員をもって充てる。
- (4) 議会部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

医務部

- (1) 医務部の部長は、深浦診療所事務長をもって充てる。
- (2) 医務部は、医務部の災害に関する事項の文書事務を処理するものとする。

(3) 医務部は、深浦診療所及び関診療所に属する職員をもって充てる。

(4) 医務部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

#### 教育部

(1) 教育部の部長は、教育課長をもって充てる。

(2) 教育部は、教育委員会の災害に関連する事項の分掌事務を処理するものとする。

(3) 教育部は、教育委員会に所属する職員をもって充てる。

(4) 教育部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(農業委員会事務局の職員)

**第12条** 農業委員会事務局の職員は、第7条に規定する農林部に編成されるものとする。

(その他)

**第13条** この規則に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

**附 則** (平成19年3月19日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年6月2日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年10月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年3月13日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月23日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月18日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第10条関係)

部	班	分担事務
総務部	総務・秘書班	(1) 災害関係の陳情に関する事 (2) 報道機関に関する事 (3) 各部（各班）の総合調整に関する事 (4) 議会との連絡に関する事 (5) 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (6) 視察受け入れ対応に関する事 (7) 他部に属さない事項
	動員班	(1) 職員の非常招集（動員）及び非常配置に関する事。
	受援班	(1) 町内諸団体（自主防災組織・婦人会・町内会等）の協力要請に関する事。 (2) 知事への応援要請及び連絡調整に関する事。 (3) 応援受け入れの統括に関する事。
	情報班	(1) 気象状況等の総括に関する事。 (2) 被害状況の把握及び報告に関する事。 (3) 災害情報の総括に関する事。
	対策調整班	(1) 防災会議に関する事。 (2) 災害対策本部の運営及び統括に関する事。 (3) 避難勧告等に関する事。 (4) 避難所の開設・閉鎖の決定に関する事。 (5) 知事への自衛隊派遣要請に関する事。 (6) 知事への防災ヘリコプターの要請に関する事。 (7) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (8) 電力・ガス・通信等インフラの応急回復に関する事。 (9) 防災行政無線の管理及びその他の災害通信に関する事。 (10) 消防活動に関する事。 (11) 危険・警戒区域設定の決定に関する事

総務部	対策調整班	と。 (12) 前各号に掲げるもののほか、防災に関すること。
	地域班	(1) 地域の災害情報の収集・連絡に関すること。 (2) 管内関係団体との連絡に関すること。
財政部	財政班	(1) 災害応急対策関係予算に関すること。 (2) 災害応急対策資金に関すること。 (3) 応急公用負担に関すること。 (4) 災害対策用品・物資・機材の調達に関すること。 (5) 燃料の確保に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、財政措置全般に関すること。
	施設管理班	(1) 庁舎、町有施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 町有物件の災害共済手続に関すること。 (3) 輸送力の確保及び配分に関すること。 (4) 公用自動車の管理運営に関すること。 (5) 災害支援物資等の輸送に関すること。 (6) 他班の実施事項の応援に関すること。
	情報システム班	(1) 災害時の情報システムの維持運営に関すること。
総合戦略部	広報・広聴班	(1) 災害対策の取材（写真を含む。）に関すること。 (2) 災害広報に関すること。 (3) 広聴活動に関すること。 (4) 路線バス運行の確保・広報に関すること。
	物資拠点班	(1) 災害物資拠点への支援物資の保管、払い出し等の管理に関すること。 (2) 物資拠点運営に係る受援に関すること。
税務部	税務班	(1) 税務課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 税務相談に関すること。

税務部		(3) 労務供給対策に関すること。
	収納班	(1) 税の減免に関すること。 (2) 他班の実施事項の応援に関すること。
	固定資産班	(1) 被害世帯の固定資産の被害調査に関すること。
町民部	町民生活班	(1) 被災住民の相談に関すること。 (2) 死体の処理及び埋火葬に関すること。 (3) 防疫対策に関すること。 (4) 災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること。 (5) ペット対策に関すること。
	総合窓口班	(1) 被害届の受付、り災証明の発行などの災害に係る証明事務の実施に関すること。 (2) 窓口業務に係る応援に関すること。 (3) 被災者台帳に関すること。
福祉部	福祉班	(1) 災害救助法関係の総括に関すること。 (2) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関すること。 (3) 災害救助物資等の給貸与に関すること。 (4) ボランティア活動との調整に関すること。 (5) 災害時要支援者の安全確保に関すること。 (6) 福祉避難所に関すること。
	避難所班	(1) 避難所の運営に関すること。 (2) 炊き出しの実施及び提供に関すること。 (3) 避難所運営に係る応援に関すること。
健康推進部	健康増進班	(1) 避難所・被災者の衛生に関すること。 (2) 被災者及び職員のメンタルケアに関すること。 (3) 現地救護所開設の応援に関すること。 (4) 現地救護所のトリアージ、患者搬送の応援に関すること。 (5) 保険衛生に係る、応援に関すること。 (6) 入浴対策に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生全

健康推進部		般に関すること。
	包括支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の住まいに関する相談に関すること。</li> <li>(2) 仮設住宅の入居に必要な調査に関するすること。</li> <li>(3) 災害公営住宅並びに既設の公営住宅への入居に関すること。</li> </ul>
農林水産部	農業政策・農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。</li> <li>(2) 農作物の緊急措置に関すること。</li> <li>(3) 災害用食料（主食・生鮮食品）の確保に関すること。</li> <li>(4) 農林水産業応急対策金融措置に関すること。</li> <li>(5) 被害対策に要する物資及び資材等の把握調達に関すること。</li> <li>(6) 農業用施設（建設部に係るものを除く。）の応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>(7) 家畜防疫対策及び飼料需給に関すること。</li> <li>(8) へい獣処理に関すること。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、農林業全般に関すること。</li> <li>(10) 農林水産事業に係る受援に関すること。</li> </ul>
	林業振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の応急資材に関すること。</li> <li>(2) 林産物の応急対策及び供給対策に関すること。</li> <li>(3) 他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産食品の確保に関すること。</li> <li>(2) 流出油等に関すること。</li> <li>(3) 海上災害応急対策に関すること。</li> <li>(4) その他水産全般に関すること。</li> </ul>
観光部	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物保安に関すること。</li> <li>(2) 商工業者金融対策に関すること。</li> <li>(3) 応急食料及び加工食品（副食、調味料</li> </ul>

観光部	商工班	等)の調達に関する事 こと。 (4) 前各号に掲げるもののほか、商工全般に関する事 こと。
	観光班	(1) 観光施設の被害調査並びに安全対策に関する事 こと。 (2) 旅行者の災害応急対策に関する事 こと。 (3) 他班の実施事項の応援に関する事 こと。
建設部	管理班	(1) 建設課分掌事務に係る情報収集及び被害調査の総括に関する事 こと。 (2) 施設関係の陳情計画に関する事 こと。 (3) 建設技術者及び従事者の確保に関する事 こと。 (4) 建築物の応急危険度判定に関する事 こと。 (5) 建築物の住家被害認定調査に関する事 こと。 (6) 土木、建築、障害物除去等に係る受援に関する事 こと。 (7) 危険・警戒区域の設定の関係機関との調整に関する事 こと。 (8) 建設課業務に係る受援に関する事 こと
	建設班	(1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 こと。 (2) 通行不能箇所等の表示及び整理に関する事 こと。 (3) 輸送道路等、交通確保及び障害物の除去に関する事 こと。 (4) 公共土木施設の応急対策及び災害復旧に関する事 こと。 (5) その他公共施設全般に関する事 こと。 (6) 住宅建築の指導に関する事 こと。 (7) 土木、建築の応急対策及び災害復旧に関する事 こと。 (8) 前各号に掲げるもののほか、土木建築全般に関する事 こと。
	土地改良班	(1) 農業用施設(建設部に係るもの。)の応急対策及び災害復旧に関する事 こと。

建設部	漁港整備班	(1) 漁港施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
	財産整備班	(1) 町有財産の被害調査に関すること。 (2) 他班の応援に関すること。
水道部	給水班	(1) 飲料水の確保及び給水に関すること。 (2) 断水時の広報に関すること。 (3) 水道施設及び飲料施設の衛生保持に関すること。 (4) 給水車両の借り上げ及び配車に関すること。 (5) 給水に関する他市町村等への応援要請に関すること。 (6) 上下水道技術者及び従事者の受援に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、給水及び水道施設全般に関すること。
	復旧班	(1) 上下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 上下水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、下水道及び排水施設全般に関すること。
会計部	出納班	(1) 支援金・義援金の受領及び保管に関すること。 (2) 災害関係経費の経理に関すること。

別表第2（第11条関係）

部	班	分担事務
議会部	議会班	(1) 町議会議員の被災地視察に関すること。 (2) 町議会議員の連絡に関すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、議会班の実施事項に関すること。
医務部	医療・救護班	(1) 医療及び助産に関すること。 (2) 患者のトリアージ及び搬送医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 現地救護所の開設に関すること。 (4) 医療薬剤及び資機材の確保に関すること。 (5) 収容患者の避難誘導に関すること。 (6) 医療に係る受援に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、医療全般の災害応急対策に関すること。
教育部	学校教育班	(1) 教育委員会所管事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 町立学校の保全及び復旧措置に関すること。 (3) 応急教育に関すること。 (4) 被災児童及び生徒の避難及び救護に関すること。 (5) 町立学校の保健衛生に関すること。 (6) 生徒の動員要請に関すること。 (7) 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 (8) 応急給食（炊出し）に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、学校教育全

教育部		般の応急対策に関すること。
	社会教育班	<p>(1) 社会教育施設の保全及び復旧措置に関すること。</p> <p>(2) 文化財の保全及び復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 社会教育団体の応急要請に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、社会教育全般の応急対策に関すること。</p>

## 深浦町職員の非常災害防護措置規程

平成17年3月31日

訓令第26号

(非常災害時の防護)

第1条 庁舎及びその付近に火災その他非常災害が発生したときは、この訓令の定めるところにより、職印、庁印、重要文書その他の庁具を防護する。

(非常災害時にとる行動)

第2条 勤務時間外又は休日に庁舎及び付近に火災その他非常災害が発生したときは、職員は速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければならない。

2 課長及び出先機関の長(以下「課長等」という。)は、所属職員を指揮して前条に規定する防護に当たらなければならない。ただし、課長等が不在のときは、火気責任者がこれに代わる。

(火気責任者)

第3条 平素各室の火気取締り及び非常災害防護の任に当たるため各室に火気責任者を置く。

2 前項より選任された火気責任者の氏名は、常に掲示して置くものとする。

(非常災害の急報)

第4条 庁舎又は付近に非常災害の発生を発見した職員は、臨機の処置を講ずるとともに町長、副町長、課長等に急報し、その指揮を求めなければならない。

2 火災の場合は、前項の処置に先立ち消防機関に急報しなければならない。

(指揮本部の設置)

第5条 非常災害に際し必要があるときは、適当な場所に指揮本部を置く。

2 指揮本部には、標札又は提燈を掲げてその位置を標示する。

(文書及び庁具の搬出等)

第6条 火災その他非常災害が庁舎に発生し、又は庁舎が危険にひんしたときは、課長等及び火気責任者は、職員を指揮して次の順序により文書及び庁具をあらかじめ指定されている場所に搬出し、監視人を定め監守させなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、所属課係の如何を問わず、上級職員の指揮により処理し、搬出場所の変更についても臨機の処置をとらなければならない。

(1) 職印、庁印及び搬出を必要とする貴重品

(2) 「非常持出」の表示あるが文書及び庁具

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める文書、簿冊及び図書

(4) 諸機械器具及びその他の庁具

(「非常持出」の表示)

第7条 重要な文書及び庁具には、「非常持出」の表示を掲げて非常災害に際し、直ちに搬出し得るよう整理して置かなければならない。

(金銭及び貴重品の監守)

第8条 金銭及び貴重品を管理する課長等は、非常災害発生の場合において、速やかにこれを金庫その他適当な容具に収納の上、監視人を定めて監守しなければならない。

(計画書の提出)

第9条 課長等は、非常災害の際における所属職員間の連絡並びに重要文書及び庁具の搬出、監守等についてあらかじめ計画書を総務課長に提出しなければならない。

(その他の非常災害の措置)

第10条 職員は、庁舎及びその付近以外に非常災害が発生し、又は非常災害の発生を知ったときは、第4条の例により措置しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

# 深浦町防災行政用無線局管理運用規則

平成17年3月31日規則第17号

改正 平成19年3月9日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、深浦町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する深浦町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系 固定業務において同報通信を行う通信システムをいう。
- (3) 中継局 専ら電波の中継を行う無線局をいう。
- (4) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (5) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯施設を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(設置)

第3条 町は、別表第1のとおり無線局を設置する。

(無線局の回線構成)

第4条 無線局の回線構成は、別表第2のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務課長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第6条 無線系に次に掲げる管理責任者を置く。

- (1) 無線局の管理責任者は、総務課長の職にある者
- (2) 同報系無線局及び固定系子局の管理責任者は、総務課長の職にある者
- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、前項に規定する無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理し、運用し、無線局に係る事務を所掌する。

(管理者)

第8条 次に掲げる部署には、管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び移動系親局の通信操作を行う部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理及び監督の業務を所掌する。

(総括管理者)

第9条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。ただし、消防関係の部署については、町長は、別に定める。

(備付書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、電波法等法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のもとに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(様式第3号)を毎年1月までに作成し、管理責任者を経て総括管理者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届(様式第1号を準用)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次表のとおり保守点検を行う。

区分	保守点検事項	点検責任者
1 日常点検	1 固定系親局及び移動系親局（基地局）（以下「親局等」という。）の機器について随時行う点検 2 中継局の機器について、随時遠隔操作によって行う点検	通信取扱責任者 又は管理者
2 定期点検	1 親局等にあつては毎月2回以上、その他の部署については月1回以上行う点検。ただし、中継局の降雪期（12月から翌年3月まで）における点検については、2箇月間に一回行う。	管理責任者
3 精密点検	1 年1回あらかじめ定められた項目について行う点検	総括管理者
4 随時点検	1 機器の機能に異常がある場合その他必要と認める場合の点検	

2 前項に規定する保守点検は、別表第3の無線局点検項目表により行う。

3 第1項の保守点検を終了したときは、その状況を機器点検整備簿（様式第4号）に記載しなければならない。

4 予備装置及び予備電波については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。  
（試験電波）

第15条 無線設備の保守点検のために行う通信又は試験電波の発射方法は、別表第4に定めるとおりとし、なるべく回線の閑散などときに行わなければならない。

（通信訓練）

第16条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

（2）定期通信訓練 毎年四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等の訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第17条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して電波法及び関係法令並びに運用に関する規程及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（庁外設置の陸上移動局及び固定系子局の管理）

第18条 本庁以外に設置する固定系子局の管理については、別に定める。

（その他）

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月9日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	名称	設置場所	呼出(局)名称		電波の型	通信の相手方	摘要
			No	名称			
無線局	同報系	固定局(親局)	大字深浦字苗代沢84-2	ぼうさいふかうらこうほう	15K0G7W 55.865MH z	ぼうさいらふかうほちりやまちうけい	
		固定局(子局)	大字黒崎字小浜120-1	ぼうさいふかうらこうほうくろさき1	15K0G7W 62.63MH z	ぼうさいらふかうほちりやまちうけい	No 8. 黒崎1
			大字正道尻字小磯109-5	ぼうさいふかうらこうほうしょうきゅうせんたー	〃	〃	No 19. 正久センター
			大字岩崎字松原51-7	ぼうさいふかうらこうほういわさきししよ	15K0G7W 65.375MH z	ぼうさいらふかうほちりやまちうけい	No 22. 岩崎支所
			大字深浦字中沢14-1	ぼうさいふかうらこうほうなかざわ	15K0G7W 62.63MH z	ぼうさいらふかうほちりやまちうけい	No 40. 中沢
			大字深浦字蘆野60	ぼうさいふかうらこうほうふかうらちゅうがっこう	〃	〃	No 44. 深浦中学校
			大字深浦字苗代沢82-1	ぼうさいふかうらこうほうふかうらしゅうぼうしよ	〃	〃	No 46. 深浦消防署
			大字広戸字家野上95-201	ぼうさいふかうらこうほういえのうえ	〃	〃	No 50. 家野上
			大字追良瀬字塩見山平85-2	ぼうさいふかうらこうほうめいどうしゅうがっこう	〃	〃	No 57. 明道小学校
			大字風合瀬字上砂子川159-26	ぼうさいふかうらこうほうかそせしゅうがっこう	〃	〃	No 62. 風合瀬小学校
			大字関字栃沢78-2	ぼうさいふかうらこうほうきたかねがさわ3	15K0G7W 65.375MH z	ぼうさいらふかうほちりやまちうけい	No 74. 北金ヶ沢3

通信所	大字深浦字苗代沢 82-1	深浦町消防署			
	大字岩崎字松原51 -7	深浦町消防署 岩崎分署			
中継局	大字岡崎338-1	ぼうさいふか うらこうほう はちもりやま ちゅうけい	15K 0 G 7 W 55.865MH z 57.89MH z 62.63MH z		八森山中継局
	大字北金ヶ沢字榑 原172-2	ぼうさいふか うらこうほう おおどせさき ちゅうけい	15K 0 G 7 W 57.89MH z 65.375MH z		大戸瀬崎中継局
再送信局	大字森山字山森平 26-2	ぼうさいふか うらこうほう もりやまさい そうしん	15K 0 G 7 W 62.63MH z 65.375MH z		森山再送信局
	大字関字小島崎 241-7	ぼうさいふか うらこうほう やなぎたさい そうしん	15K 0 G 7 W 62.63MH z 65.375MH z		柳田再送信局
子局	大字大間越字笥	1	板貝	15K 0 G 7 W	八森山中継局
	大字大間越字笥	2	木蓮寺	62.63MH z	〃
	大字大間越字笥	3	ロマン の里		〃
	大字大間越上小屋 野70	4	上小屋 野		〃
	大字大間越字釜屋 沢	5	釜屋沢		〃
	大字大間越字宮崎 浜	6	大間越		〃
	大字黒崎字小浜	7	黒崎2		〃
	大字松神字上浜松	9	松神2		〃
	大字松神字中浜松	10	松神1		〃
	国有林（大字松神 松神山）	11	挑戦館		〃
	国有林（大字松神 松神山）	12	リフレ ッシュ 村		〃
	国有林（大字松神 松神山）	13	玉池		〃
	国有林（大字松神 松神山）	14	八景ノ 池		〃
	大字松神中浜松	15	十二湖 駅前	15K 0 G 7 W 65.375MH z	森山再送信局
	大字松神字下浜松	16	森山海 岸	15K 0 G 7 W 62.63MH z	八森山中継局
	大字森山字松浦	17	森山		〃
	大字正道尻字小磯	18	正道尻 2		〃
	大字正道尻字小磯	20	正道尻 1		〃
	大字久田字桐ノ沢	21	久田		〃
	大字岩崎松原地内	23	岩崎上	15K 0 G 7 W	森山再送信局
	大字岩崎字松原	24	岩崎	65.375MH z	〃
	大字岩崎字脇の沢	25	岩崎中		〃
	大字岩崎字丸山	26	寺ノ沢		〃
	大字岩崎字浜野	27	玉坂		〃

	大字沢辺字吉花	28	吉花			〃
	大字沢辺字山科	29	沢辺			〃
	大字舳作字清滝	30	舳作	15 K O G 7 W		八森山中継局
	大字月屋字上黄金崎	31	月屋	62.63MH z		〃
	大字横磯字上岡崎	32	小福浦			〃
	大字横磯字中岡崎	33	横磯			〃
	大字横磯字下岡崎	34	大間			〃
	大字深浦字岡崎	35	八森山			〃
	大字深浦字岡崎大間	36	入前崎			〃
	大字深浦字岡崎	37	岡崎			〃
	大字深浦字岡崎 生きがいプラザ	38	生きがい プラザ			〃
	大字深浦字元深浦	39	川原町	15 K O G 7 W		八森山中継局
	大字深浦字浜町 浜町埋立地	41	浜町埋 立地	62.63MH z		〃
	大字深浦苗代沢地 内	42	五区			〃
	大字深浦岡町地内	43	御仮屋			〃
	大字深浦苗代沢地 内 ふれあいプラ ザ前	45	ふれあ いプラ ザ			〃
	大字深浦字苗代沢	47	苗代沢			〃
	大字深浦字苗代沢	48	吾妻橋			〃
	大字広戸字家野上	49	東野			〃
	大字広戸字家野上	51	行合崎			〃
	大字広戸字家野上	52	広戸			〃
	大字広戸山崎高田	53	高田			〃
	大字追良瀬字相野 山	54	相野山			〃
	大字追良瀬字塩見 山平	55	塩見崎			〃
	大字追良瀬字初瀬 山草分	56	松原			〃
	大字追良瀬字塩見 山平	58	麩木 1			〃
	大字麩木亀ヶ崎地 内	59	麩木 2			〃
	大字風合瀬字上砂 子川	60	風合瀬			〃
	大字風合瀬字上砂 子川	61	野中			〃
	大字風合瀬字下砂 子川	63	館村			〃
	大字風合瀬字上砂 子川	64	風合瀬 海岸			〃
	大字風合瀬字中砂 子川	65	鳥居崎			〃
	大字風合瀬字大磯	66	上晴山			〃
	大字風合瀬字大磯	67	下晴山			〃
	大字田野沢字成瀬	68	大戸瀬			〃
	大字田野沢字成瀬	69	田野沢	15 K O G 7 W		大戸瀬崎中継局
	大字北金ヶ沢字榊 原	70	千畳敷	65.375MH z		〃
	大字北金ヶ沢字榊	71	北金ヶ			〃

		原 北金ヶ沢 1		沢 1			
		大字北金ヶ沢字榺原	72	弁天崎	15K 0 G 7 W 65.375MH z		大戸瀬崎中継局
		大字北金ヶ沢字塩見形 北金ヶ沢 2	73	北金ヶ沢 2			//
		大字関字栃沢	75	関			//
		大字柳田字築棒沢	76	柳田			//
		大字柳田字宮崎	77	江沢			//
		大字柳田字桜田	78	桜沢			//
		大字岩坂字長谷野	79	大童子		15K 0 G 7 W 62.63MH z	柳田再送信局
		大字岩坂字長谷野沢	80	岩坂			//
		大字岩坂字湯野	81	石動			//

別表第 2 (第 4 条関係)

深浦町防災行政用無線回線構成図

(深浦地区)

深浦町防災行政用無線回線構成図

(岩崎地区)

別表第3（第14条関係）

無線局点検項目表

同報系				
操作位置	点検項目	定期	精密	備考
送信機	送信出力、反射電力	○	○	
	送信周波数	—	○	
	最大周波数編移	—	○	
	スプリアス特性	—	○	
	無線機変調入力	—	○	
信号系	音声系リベルダイア	—	○	
	信号系リベルダイア	—	○	
動作	一斉呼出動作	○	○	
	緊急呼出一斉動作	○	○	
	グループ呼出動作	○	○	
	個別呼出動作	○	○	
	サイレン動作	○	○	
	モニター機能	○	○	
	音量調整機能	○	○	
	録音、再生動作	○	○	
	レコード・テープ放送	○	○	
	自動・手動動作	○	○	
外観	筐体の変形及びキズ	○	○	
	アンテナ・スピーカーの損傷	○	○	
	防水ゴム及び接続部の損傷	○	○	
電氣的機能	停電時のバッテリー切替動作	—	○	
	受信感度	—	○	
	キャリアスケルチ	—	○	
	マイク放送	○	○	
	A C 100 V 入力	—	○	

共通事項				
操作位置	点検項目	定期	精密	備考
共通機能	直流電源装置	—	○	
	発動発電機	○	○	
	空中線柱	○	○	
	遠方監視制御装置	—	○	
	被遠方監視制御装置	—	—	

別表第 4（第15条関係）

試験電波の発射方法

試験のため電波を発射するときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- 1 「ただいま電波の試験中」 3回
- 2 「こちらは」 1回
- 3 「自局の呼出名称」 3回
- 4 「本日は晴天なり」 数回

様式第 1 号（第 9 条、第12条関係）

様式第 2 号（第10条関係）

様式第 3 号（第12条関係）

様式第 4 号（第14条関係）

深浦町防災行政無線回線構成図

(深浦地区)



# 深浦町防災行政無線回線構成図

(岩崎地区)



無線局点検項目表

同報系				
操作位置	点検項目	定期	精密	備考
送信機	送信出力、反射電力	○	○	
	送信周波数	—	○	
	最大周波数編移	—	○	
	スプリアス特性	—	○	
	無線機変調入力	—	○	
信号系	音声系リベルダイア	—	○	
	信号系リベルダイア	—	○	
動作	一斉呼出動作	○	○	
	緊急呼出一斉動作	○	○	
	グループ呼出動作	○	○	
	個別呼出動作	○	○	
	サイレン動作	○	○	
	モニター機能	○	○	
	音量調整機能	○	○	
	録音、再生動作	○	○	
	テープ放送	○	○	
	自動・手動動作	○	○	
外観	筐体の変形及びキズ	○	○	
	アンテナ・スピーカーの損傷	○	○	
	防水ゴム及び接続部の損傷	○	○	
電氣的機能	停電時のバッテリー切替動作	—	○	
	受信感度	—	○	
	キャリアスケルチ	—	○	
	マイク放送	○	○	
	AC100V 入力	—	○	

共通事項				
操作位置	点検項目	定期	精密	備考
共通機能	直流電源装置	—	○	
	発動発電機	○	○	
	空中線柱	○	○	
	遠方監視制御装置	—	○	
	被遠方監視制御装置	—	—	

別表第4(第15条関係)

<p>試験電波の発射方法</p> <p>試験のため電波を発射するときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「ただいま電波の試験中」 3回</li> <li>2 「こちらは」 1回</li> <li>3 「自局の呼出名称」 3回</li> <li>4 「本日は晴天なり」 数回</li> </ol>
---

無線従事者名簿

年 月 日現在

選任又は解任の別	選任		解任
同上年月日			
資格			
免許証の番号			
無線従事者免許の年月日			
(ふりがな) 氏名			
無線設備の操作に関する業務経歴の概要			
従事する無線局の免許番号、呼出符号又は呼出名称及び無線設備の設置場所			

備考 第 12 条第 5 項に規定する無線従事者選解任届は、第 9 条第 3 項に規定する無線従事者名簿様式を準用するものとする。

無線業務日誌(同報系)

		通信取扱責任者	印
		無線従事者	印
放送年月日	年 月 日	曜日	天候(気象)
放送事項			
放送時間	放送の種類	放送の事項	放送担当者
	1 緊急一斉放送 2 一般一斉放送 3 地域放送 4 個別(ローカル)放送	1 災害対策に係るもの 2 人命その他緊急に係るもの 3 農林漁業に係るもの 4 一般行政に係るもの 5 他団体等に係るもの 6 その他地域住民福祉	
	1 緊急一斉放送 2 一般一斉放送 3 地域放送 4 個別(ローカル)放送	1 災害対策に係るもの 2 人命その他緊急に係るもの 3 農林漁業に係るもの 4 一般行政に係るもの 5 他団体等に係るもの 6 その他地域住民福祉	

## 無線系の状況

区分	無線施設・設置の状況	措置
機器類等		
機器の点検		
その他参考事項		

無線業務日誌抄録

年 月 日

総括管理者 様

通信取扱責任者 所在地

氏 名

印

法第 6 0 条による業務日誌の内容を下記のとおり報告します。

( 月 ~ 月 )

局の種別	呼出名称	無線設備の設置場所

1 無線従事者の資格及び員数

区分	通信士	技術士	特殊無線技士 計	
員数	(人)	(人)	多重無線設備 (人)	(人)
			無線電 話	

2 当該 1 箇月期間中の延通信時間及び延通信回数

月別	月	月	月
時間 (時・分)			
回数 (回)			

3 機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要

4 空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要

5 その他参考事項

機器点検整備簿

管 理 者  
通信取扱責任者

印  
印

日常点検( 年 月分)

日	1	2	3	29	30	31	備考
点検確認項目 曜日							同報系
操作卓に月日・時間が進み遅れなく表示されているか							
各ランプ表示が正常に点灯しているか							
定時放送チャイムが正常に設定されているか							共通事項
遠方監視制御装置に異常ランプが点灯していないか							
空中線素子の状態は正常か							

点検結果の記入は、その日の該当項目欄に、正常の場合は○、異常の場合は×で表示する。なお、×の場合は直ちに管理者又は通信取扱責任者にその旨を報告すること。

# 深浦町防災行政用無線局管理運用要綱

平成17年3月31日訓令第16号

改正 平成19年3月9日訓令第2号

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 同報系固定局（第6条—第12条）

第3章 庁外設置の固定系子局の管理等（第13条・第14条）

第4章 戸別受信機（文字情報表示装置を含む）の取扱い（第15条—第23条）

第5章 雑則（第24条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、深浦町防災行政用無線局管理運用規則（平成17年深浦町規則第17号。以下「規則」という。）第13条、第18条及び第19条の規定に基づき、防災行政用無線局の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）放送 固定系親局から文言を放送することをいう。
- （2）通信 通信によって、文言を送受することをいう。
- （3）通報 通信によって、文言を送ることをいう。

（秘密の保持）

第3条 無線系に従事する者は、その職務上知り得た事項を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（放送及び通信の制限）

第4条 総括責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送及び通信を制限することができる。

（勤務時間外の措置）

第5条 総括責任者は、勤務時間外における深浦町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務の円滑な運用を図るため、常に無線局を操作する要員を確保し、研修を行い、その他必要な措置を講じなければならない。

第2章 同報系固定局

（放送の種類）

第6条 放送の種類は、行政に関する放送、地域住民の福祉に関する放送及び緊急放送とする。

（放送の内容）

第7条 前条に規定する放送は、当該放送の内容により次のいずれかの方法により行う。

- （1）緊急（非常）一斉放送
- （2）一般一斉放送
- （3）地域別放送
- （4）個別（ローカル）放送

（放送事項）

第8条 放送の事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 深浦町地域防災計画に基づく災害対策に関すること。
- (2) 人命その他特に緊急で重要な事項に関すること。
- (3) 農林漁業に関する情報連絡に関すること。
- (4) 行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (5) 国、公共団体及び公共的機関からの周知連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の福祉に関すること。

(放送時間)

第9条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 行政事務に関する放送は、必要に応じ随時行うものとする。
- (2) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときは、その都度放送する。

2 放送は、緊急放送を除き必要最小限に行うよう努めなければならない。

(放送の申込み)

第10条 放送をするときの手続は、次に定めるところによる。

- (1) 各課長等は所掌事務で、放送によって住民に周知する必要があるときは、同報無線放送依頼書(様式第1号)を放送希望日3日前までに、総務課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 前号に掲げるもののほか、無線により広報を希望するときは、同報無線放送依頼書を放送希望日4日前までに総務課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 総務課長は、前項の依頼を受けたときは、その内容について第7条に規定する放送内容を審査し、放送の可否を決定しなければならない。この場合、放送しないことに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(放送の記録)

第11条 無線従事者及び無線取扱者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(同報系無線局等の管理運用)

第12条 防災無線施設として設置された同報系無線局及び固定系子局は総務課長の職にある者が受理し、運用の業務を行う。

### 第3章 戸外設置の固定系子局の管理等

(管理)

第13条 本庁以外に設置した固定系子局の管理は、次に掲げる者に委託管理させるものとし、規則第6条第1項各号に規定する職にある者が総括する。

- (1) 固定系子局 規則第3条別表第1に掲げる場所に設置した固定系子局は、深浦町行政連絡員規程(平成17年深浦町告示第6号)第2条に規定するその区域内を担当する行政連絡員とする。

(運用)

第14条 固定系子局の運用については、別に定める。

### 第4章 戸別受信機(文字情報表示装置を含む)の取扱い

(戸別受信機(文字情報表示装置を含む)の設置)

第15条 同報系に戸別受信機(文字情報表示装置を含む)を置く。

(受信機等の貸与資格者)

第16条 戸別受信機(文字情報表示装置を含む)の貸与を受ける資格対象者となる者は、住民基本台

帳法（昭和42年法律第81号）第1項に規定する世帯の世帯主とする。

（受信機等の貸与）

第17条 機器の設置費については、全額町が負担し、設置を希望する世帯主（以下「使用者」という。）に対して無償貸与するものとする。

（受信機の管理）

第18条 町長は、戸別受信機（文字情報表示装置を含む）の管理及び運用について総括し、使用者を指導し、監督するものとする。

2 使用者は、防災行政用無線（同報系）戸別受信機保管証書（様式第2号）を町長に提出し、指導及び監督を受けるものとする。

（受信機の返還）

第19条 使用者は、第16条に規定する世帯主の資格が喪失したときは、直ちに返還しなければならない。

（受信機の移譲の禁止）

第20条 使用者は、機器を第三者に対し、譲渡し、若しくは売却してはならない。

（受信機等の運用）

第21条 使用者は、機器の使用について十分注意し、常に正常な状態に保つよう心掛けなければならない。

（受信機等の損害弁償）

第22条 故意又は不注意により機器を破損した場合は、その破損程度により実費弁償をするものとする。

（保守点検）

第23条 使用者は、常に機器の取扱いに注意し、点検を行い、機器の保守管理に努めるものとする。

2 戸別受信機（文字情報表示装置を含む）の点検項目は、次のとおりとする。

- （1）電源ランプが点灯するか。
- （2）音量ボリュームの位置が適切か。
- （3）電源コードが接続されているか。
- （4）電池がきちんと挿入されているか。
- （5）通信時に雑音が多くないか。

## 第5章 雑則

（その他）

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月9日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

様式第2号（第18条関係）

様式第 1 号(第 10 条関係)

同報無線放送 依頼書 No. _____	総 務 課	課長	補佐	無線取 扱者	放送者	主 管 課	課長	起案者
依頼月日		月 日		依頼(課)者				
放 送 月 日	月 日 曜日			( 時 分)( 時 分)( 時 分)				
	月 日 曜日			( 時 分)( 時 分)( 時 分)				
	月 日 曜日			( 時 分)( 時 分)( 時 分)				
	月 日 曜日			( 時 分)( 時 分)( 時 分)				
放 送 の 種 類	行政放送			件名				
	地域放送			件名				
	緊急放送			件名				

放送依頼文


処理事項

処理欄						放送時間	
						時 分	
						時 分	
課長	操作員			放送者	印		

防災行政無線(同報系)戸別受信機保管証書

1 設置する場所

深浦町大字 字 番地  
世帯主(又は名称)

2 受信機等の型式番号等

型式 型  
製造番号  
附属設備  
個別 No.

3 遵守事項

受信機等は善良なる保管に努め、故障又は重大なる過失により、喪失し、又は損傷したときは、保管者が弁償する。

上記事項を承知し、確かに保管した証として本書を提出します。

年 月 日

住所 深浦町大字 字 番地  
氏名 印

深浦町長 様

# 深浦町火入れに関する条例

平成17年3月31日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、深浦町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、様式第1号による火入許可申請書2通に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による火入許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可するときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したこと

を確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長は、これを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰<sup>せき</sup>等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を設置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積1ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸<sup>のこぎり</sup>、鉋<sup>なた</sup>、鎌、鋤<sup>くわ</sup>、スコップ、火たたき、ヌレムシロ、バケツ、噴霧器、水のう付手動ポンプ、チェーンソー、ブッシュクリーナー等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防長に連絡することができる体制を確保しておかなければならない。

(消防長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるすることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

火入許可申請書

		年 月 日
深浦町長 様		申請者 住所 氏名 印
次のように火入れを行いたいので許可されたく深浦町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火入地	所在地	
	所有者(管理者)	
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面積	総面積                      ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ      2 開墾準備      3 害虫駆除      4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法		
防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防火帯	延長      メートル、幅員      メートル
	器具	
火入責任者		
備考	(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入  
 2 その他の( )には土地現況を記入、  
 3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

火入許可証

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>許可番号 第 号</p> <p>申請人 様</p> <p style="text-align: right;">深浦町長 印</p> <p>月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火入場所	
面積	総面積          ヘクタール
目的	
期間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)
火入責任者	
指示事項	
備考	